

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年八月十二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ矢掛本陣店

所在地 小田郡矢掛町矢掛字寺西二六五五―二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五―二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 小田郡矢掛町矢掛二六五五―二ほか

(変更後) 小田郡矢掛町矢掛字寺西二六五五―二ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五―二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

イ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市北区大内田七六六―二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

ウ 名称 株式会社大創産業

住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四―一四

代表者の氏名 代表取締役 矢野 博丈

(変更後)

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五―二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地

平成二十三年八月五日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

平成二十三年八月五日ほか

二 届出年月日

平成二十三年八月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十三年八月十二日から同年十二月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課